

晴海台コミュニティ連絡協議会規約 ※ネットワーク型

(名称)

第 1 条 この会は、晴海台コミュニティ連絡協議会 (以下「協議会」という。) という。

(目的)

第 2 条 協議会は、晴海台地区をより暮らしやすい地域にするために、地域住民や団体の参画と協働の推進を図りながら、地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 晴海台地区の課題解決に関する事業
- (2) 晴海台地区の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 協議会の構成員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表に定める自治会等地域の各種団体
 - (2) 協議会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、長崎市暴力団排除条例の趣旨を尊重し、暴力団、暴力団員、暴力団関係者企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力等に該当する団体またはそれに属する個人は、構成員となることができない。

(区域)

第 5 条 協議会の活動範囲は、概ね晴海台小学校区とする。

(事務所)

第 6 条 協議会の事務所は、晴海台地区ふれあいセンター (長崎市晴海台町 41 番地 2) 内に置く。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 監事 2 名

2 前項に掲げる役員は、別表に定める団体の代表者等の互選により選任する。

3 選任された役員は、総会において承認するものとする。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代行する。

3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括するとともに、長崎市及び団体等との連絡調整を行う。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指名した順序によって、事務局次長がその職務を代行する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第 10 条 協議会運営を円滑に行うため、協議会の事務局を事務所内に置き、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 庶務及び会計業務に関すること
- (2) 会議の資料作成に関すること
- (3) 長崎市からの交付金の事務に関すること
- (4) 長崎市及び団体等との連絡調整に関すること
- (5) その他運営を円滑に行うため、必要と認められる事務

(会議)

第 1 1 条 協議会の会議は、総会、役員・各団体代表者会議及び事業会議とし、総会及び役員・各団体代表者会議は会長が招集し、議長となる。事業会議は、担当する役員が、各事業会議において選出された方々を招集し、議長を人選する。

2 会議は、過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会議の議事録)

第 1 2 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会議の構成員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 会議の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(会議及び議事録の公開)

第 1 3 条 協議会区域の住民は、会議を傍聴することができる。

2 協議会区域の住民が、会議の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(総会)

第 1 4 条 総会は、役員及び別表に定める団体の代表者等をもって構成する最高の議決機関で、毎年1回開催する定期総会のほか、会長が必要と認めた場合又は総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。なお、代表者の代理出席は認めるものとする。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) まちづくり計画に関すること。

(2) 事業計画および事業報告に関すること。

(3) 予算の決定および決算の承認に関すること。

- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) 規約の制定及び改廃に関する事
- (6) その他、協議会の重要事項の決定に関する事

(役員・各団体代表者会議)

第15条 役員・各団体代表者会議は、監事を除く第7条の役員及び各団体代表者をもって組織し、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業(案)を立案し、事業会議へ提示する。
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業会議)

第16条 協議会の事業計画に基づく事業実施に関する事を協議するため、事業会議を開催する。

2 事業会議は、役員・各団体代表者会議で指名する者で構成する。

(情報共有)

第17条 協議会の事業に関する事については、構成員間での情報共有を図る。

(事業計画および予算)

第18条 協議会の事業計画及び予算は、役員会で承認し総会の議決を経なければならない。

(事業報告、決算及び監査)

第19条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、役員・各団体代表者会議の承認を経た後、総会の議決を経なければならない。

(経費)

第20条 協議会の経費は、交付金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 2 2 条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 協議会の構成員が、前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。ただし、会長が認める場合は、構成員以外の者についても閲覧させることができる。

(その他)

第 2 3 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員・各団体代表者会議に諮り別に定める。

附則

- 1 協議会は、令和2年1月26日に設立し、規約は、同日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定に関わらず、施行日から令和4年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第20条の規定に関わらず施行日から令和2年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は令和4年3月22日から施行する。

別表

| | |
|--------------------|---------------------|
| 晴海台自治会 | 長崎市社会福祉協議会晴海台支部 |
| 晴海台地区ふれあいセンター運営委員会 | 晴海台小学校PTA |
| 消防団第55分団3部 | 晴海台小学校区子どもを守るネットワーク |
| 晴海台おやじの会 | 晴海台むつみ会 |
| 三和地区民生委員・児童委員協議会 | 晴海台小学校 |
| 三和幼稚園 | 長崎市南部地域包括支援センター |
| 南陽の丘 | 長崎市社会福祉協議会三和支所 |